

法令および定款に基づくインターネット開示事項

会社の体制および方針

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

第19期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

サクサ ホールディングス株式会社

株主総会招集ご通知の添付書類のうち、事業報告の会社の体制および方針ならびに連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、当社のインターネットウェブサイト (<https://www.saxa.co.jp/ir/stock/meeting.html>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

会社の体制および方針

(1) 内部統制システムの整備に関する基本方針

当社は、取締役会において内部統制システムの整備に関する基本方針を以下のとおり決議しております。

内部統制システムの整備に関する基本方針

1. 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 過年度決算訂正の再発防止のために経営体制を再構築する。
 - ① 経営の監督と執行の分離を徹底するため、ガバナンス改革を実行する。
 - ② 当企業グループのコンプライアンスおよび内部統制システムを再構築する。
 - (2) 当企業グループにおけるコンプライアンス意識の確立および維持を図るため、コンプライアンスに関する基本方針を定め、当企業グループの取締役および使用人にコンプライアンス教育を実施し、法令、定款および社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
 - (3) 当企業グループ全体のリスクマネジメントおよびコンプライアンスを統括する委員会（統括責任者：当社代表取締役社長、統括部門：当社リスク管理部門）およびヘルプライン（コンプライアンス相談窓口）を設置し、法令、定款および社会倫理に反する行為等の早期発見に努めるとともに、当企業グループのコンプライアンス管理体制の運用を行う。
 - (4) ヘルプラインに相談または報告のあった事項については、ヘルプラインの運用について定めた社内規程に基づき適切に対応する。

なお、情報提供者に対してヘルプラインへの通報およびヘルプラインに相談ならびに報告のあった事項に関する調査への協力を理由とした不利益な取扱いは行わないものとするともに、情報提供者の情報を秘匿する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務の執行状況を示す重要な情報については、法令および社内規程に基づき、適切に作成、保存および管理する。

3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は、当企業グループにおけるリスクマネジメントに関する事項について定めた社内規程に基づき、リスクマネジメント体制の運用を行う。
 - (2) 当企業グループ各社に設置するリスク責任者は、各社におけるリスクマネジメントを行い、リスクマネジメントの状況を当該会社の担当取締役および当企業グループ全体のリスクマネジメントおよびコンプライアンスを統括する委員会に定期的に報告する。
4. 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 職務権限に関する社内規程に基づく職務権限の委譲および決裁手続の簡素化等により意思決定の迅速化を図るとともに、職務分掌に関する規程を整備し、組織間の適切な役割分担と連携を確保する。
 - (2) 取締役の職務の執行が効率的に行えるよう、業務の合理化、業務の簡素化、組織のスリム化およびITの適切な利用を図り、継続的な見直しを実施する。
5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当企業グループ全体のリスクマネジメントおよびコンプライアンスを統括する部門を置き、当企業グループ全体に適用するリスクマネジメントに関する社内規程ならびにコンプライアンスに関する基本方針に基づき、法令、定款および社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
 - (2) 当企業グループは、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求に対しては、あらかじめ定めた対応部門が、外部専門機関（警察・弁護士等）と連携して、法的に対応し、問題を解決していく。
 - (3) 内部監査部門を置き、当企業グループ全体の業務執行について内部監査を実施する。
6. 子会社の取締役等の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制
当企業グループの経営の重要事項については、当社が定める当社子会社の経営執行に関する重要事項の取扱いを定めた規程に基づく報告をする。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人に関する事項
取締役は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、使用人を監査役職務の補助にあたらせる。
8. 前項の使用人の取締役からの独立性等に関する事項
前項の監査役職務の補助にあたる使用人について、取締役はその独立性および監査役の指示の実効性を確保する。

9. 監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、重要事項に関する意思決定を確認することができる。
- (2) 当企業グループの取締役および使用人等ならびに子会社の監査役は、次に定める場合は、当社の監査役に報告する。
 - ① 当企業グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生し、または発生するおそれがある場合
 - ② 当企業グループに重大な法令または定款違反が発生し、または発生するおそれがある場合
 - ③ 当社の監査役から報告を求められた場合
- (3) 当企業グループ各社は、定期的に各社の業務状況について監査役に報告する。
- (4) 上記(2)および(3)の報告をした者に対して、当該報告を理由とした不利な取扱いを行なわないものとする。
- (5) ヘルプラインに相談または報告があった場合、監査役に報告し、その対応結果についても報告する。

10. その他監査役への報告が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役の職務の執行に係る情報を閲覧することにより、取締役の業務執行を監査することができる。
- (2) 監査役は、会計監査人および内部監査部門と情報を交換するなど連携を密にし、監査体制を強化することができる。
- (3) 監査役会は、監査役または監査役会の職務遂行上必要と認める費用を会社に対して請求することができる。

当社の第19期事業年度における内部統制システムの運用状況は次のとおりです。

1. (1)

- ① 経営の監督と執行の分離による監督機能として、基軸となる経営者の選解任および経営者の成績評価・報酬決定にあたり、社外取締役を中心とする独立した指名委員会および報酬委員会を設置し、独立した客観的な立場での監督機能としている。

再発防止策の策定およびその進捗に対する監督・モニタリング機能として、社外取締役を中心として全役員で構成するタスクフォースを設置し、監督・モニタリングを実施している。

- ② 当企業グループのコンプライアンスおよび内部統制システムの再構築を統括する部門として、グループ内部統制室を設置し、諸施策の推進を行っている。

取締役会に対して、本基本方針および運用状況報告、リスクマネジメント報告、子会社モニタリング状況報告を実施している。

当企業グループ各社に内部統制管掌役員を置き、グループ内部統制室主管の「グループ内部統制再構築プロジェクト」を運営し、当企業グループのコンプライアンスおよび内部統制システムの再構築を実施している。

(2)

- ① 不適切な会計処理を機に刷新した「企業理念」「ビジョン」「行動指針」「行動規範」を「サクサグループが目指す価値観」として周知徹底を図っている。

具体的には、社内イントラネットへの掲載、行動指針ハンドブック、ビジョン/行動指針を示したカードを派遣社員を含めて全社員へ配布し、啓蒙ポスターを当企業グループ各社に掲示した。

また、2022年4月の新事業年度開始にあたっての代表取締役社長メッセージにおいても「行動指針」の実行を改めて訓示し、周知徹底を行った。

- ② 当企業グループの新入社員および中途入社者に対して入社時に「行動憲章・行動規範」を教育し、コンプライアンスを理解させた。
- ③ 2021年11月に当企業グループの全役員・全社員を対象に、外部の専門家を講師としたコンプライアンス研修を実施した。

研修は3階層（1.役員向け、2.管理職向け、3.一般職向け）ごとに実施し、実施後には理解度を確保するためにテストを実施し、全受講者が理解したことを確認した。

- ④ 上記の教育以外に当企業グループの全役員・全社員を対象に、環境保護、個人情報保護および輸出管理に関する教育を実施し、必要な知識を習得させた。

- (3) 当企業グループ全体のリスクマネジメントおよびコンプライアンスを統括

する委員会であるCSR委員会において、2021年度は、リスクマネジメントの状況、新型コロナウイルス感染拡大への対応、大規模自然災害（2022年3月16日 福島県沖地震）の発生等について報告、審議した。

(4)

① 2021年12月、ヘルプライン事務局の位置付け明確化、内部通報担当者および内部調査員の新設、通報者保護の強化、役員および事務局が通報担当者の場合の対応の追加、等を織り込んで、「ヘルプライン規程」を改訂し、併せて「ヘルプライン業務手順書」を制定し、内部通報受付・対応手順を明確化した。

② 全社員に対し、e-learningを利用して、内部通報制度を周知した。

2. 取締役の職務の執行状況を示す重要な情報は、会社法、金融商品取引法等の法令および社内規程に基づき作成され、法令ならびに情報セキュリティ基本マニュアル、文書管理規程および文書保存・廃棄要領等の社内規程に基づき保管、保存、廃棄の管理がなされている。

3. (1)

① グループ内部統制室が当企業グループのリスクマネジメントを統括している。

② リスクマネジメント規程、CSR委員会規程に基づきリスクマネジメント体制を運用した。

③ サクサグループ情報セキュリティ基本方針、サクサグループ品質方針およびサクサグループ環境宣言等をホームページに掲示し、当企業グループ内外に周知した。

(2) 当企業グループ各社においてリスクマネジメントの状況を当該会社の担当取締役へ報告し、当企業グループ全体のリスクマネジメントの状況はCSR委員会に報告した(2022年4月)。

4. (1)

① 職務分掌規程に基づき職務の分掌を、また、職務権限規程に基づき各職位の権限および責任を、それぞれ明確にし、意思決定の迅速化を図っている。

② 当社の経営の重要事項については、取締役会において慎重、かつ、迅速な意思決定を行っている。また、当社子会社経営の重要事項については、当社取締役会において方針を決定している。

(2) リモートオフィス環境を整えてテレワークを実現し、また、電子決裁システムを導入して、効率的に職務を執行した。

5. (1)

① 当企業グループ全体のリスクマネジメントおよびコンプライアンスを統括する部門をグループ内部統制室とし、CSR委員会を運営することで、当

企業グループのリスクマネジメントおよびコンプライアンスを統括するとともに、当企業グループ各社にリスク責任者およびリスクマネージャーを選任して、リスクマネジメントおよびコンプライアンスの教育を実施し、法令、定款および社会倫理を遵守している。

② 当企業グループ各社から内部統制システムの整備に関する基本方針確認書を提出させ、基本方針を遵守することならびに基本方針に反する社内制度および行動を検出した場合は、CSR委員会に報告するとともに当該会社の制度等を見直すこととし、これを徹底した。

③ 不正会計の改善を図り、更なるコンプライアンス意識の向上を図るため、以下の教育を行った。

「コンプライアンス研修」、「内部通報制度教育」、「マネジメント教育」、「会計教育」

(2) 反社会的勢力への対応は「行動規範」に明記している。

外部専門機関（警察・弁護士等）との窓口はグループ内部統制室で行っている。

2021年度は反社会的勢力に関する問題は発生していない。

(3)

① 監査室を代表取締役社長の直轄としたことにより、内部監査の独立性が十分に保持される体制としている。

② 発見事項（指摘事項、懸念事項、改善事項）の区分について定義し、発見事項がある場合には監査報告書に記載している。

③ 監査報告書の提出先を代表取締役社長、取締役、監査役、会計監査人、監査対象先の最高責任者として実行している。

④ 代表取締役社長への報告前に監査役へ監査報告書を常に提出している。

⑤ 監査室長の選任において監査役会の同意人事としたことにより、経営者不正に対する内部監査の独立性と客観性を確保している。

6. ① グループ子会社管理規程を制定し、グループ子会社の自主運営、グループ子会社における主体的な予算計画の策定・進捗管理、グループ間取引の取引基準、グループ経営会議の定期開催、企画部による定期的なグループ子会社の業績評価の実施等を規定化している。

② グループ子会社における予算計画策定およびその進捗管理の方法としては、四半期ごとにグループ経営会議において子会社のKPI（売上・営業利益・売掛金・棚卸資産等）のモニタリングを実施し、取締役会に報告を行い、グループ子会社の管理監督状況のモニタリングを実施している。

7. 補助すべき使用人の要求はなかった。

8. 該当しない。

9. (1)

- ① 監査役は、取締役会、常務会、グループ経営会議、CSR委員会、財務報告に係る内部統制委員会およびサクスグループ情報セキュリティ連絡会に出席し、重要事項に関する意思決定を確認している。
また、会計監査人および監査室との連携強化により三様監査を充実させた。
- ② 取締役会の監督機能強化策として、2020年度より設置したタスクフォースに参加し、取締役間の意見交換および議論についてモニタリングを行った。
- (2) 監査役と子会社監査役ではグループ会社監査役連絡会を実施した。
報告すべき事項は、都度報告することとしている。
2021年度は該当事項なし。
- (3) 当社およびサクス株式会社の部門長は、原則として年2回定期的に監査役に業務執行状況について報告している。
その他の子会社については、各会社単位で原則として年2回、監査役による業務監査が実施され、その際に業務執行状況について報告している。
- (4) 該当なし。
- (5) グループ内部統制室より毎月、内部通報の状況を監査役に報告している。
- 10.(1) 監査役は、稟議書、重要な会議資料、寄付金に関する申請書など、必要に応じて閲覧し、取締役の業務執行を監査している。
- (2) 2020年度に強化した会計監査人および監査室との以下三様監査連携強化策により運用している。
 - ① 内部監査結果を監査役、取締役および会計監査人に報告することを規程に明記した。
 - ② 会計監査人から監査役への四半期レビューを、監査室長の同席とし三様監査を充実させた。
また、四半期レビュー以外にKAM(監査上の主要な検討事項)、J-SOX(内部統制報告制度)の進捗等の情報共有、内部監査情報に関する意見交換および期末ミーティングを実施した。
 - ③ グループ会社監査強化策として2020年度より会議開催数を年2回から年4回にしたグループ会社監査役連絡会に監査室長が同席することとし、監査室からJ-SOX(内部統制報告制度)の対応状況を報告する等、グループ会社の三様監査の強化も実行した。
- (3) 監査役会は、監査役または監査役会の職務遂行上必要と認める費用を会社に対して請求している。

(2) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

1. 基本方針の内容

当社は、株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えております。したがって、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかし、当社株式の大量取得行為またはその申し入れの中には、次のものも想定されます。

- ① 買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、当企業グループの企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあるもの
- ② 株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの
- ③ 当社に、当該買付けに対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われるもの
- ④ 当社株主に対して、買付内容を判断するために合理的に必要なとされる情報を十分に提供することなく行われるもの
- ⑤ 買付けの条件等（対価の価額・種類、買付けの時期、買付けの方法の適法性、買付けの実行の可能性等）が当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分または不適当なもの

このような当社株式の大量取得行為またはその申し入れを行う者は、例外的に、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切な者と考えています。このような行為から当社の経営理念やブランド、株主をはじめとする各ステークホルダー（利害関係人）の利益を守るのには、当社の経営を預かるものとして当然の責務であると認識しております。

2. 基本方針の実現に資する具体的な取組み

(1) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当企業グループは、2021年6月に2021年度から2023年度の3か年を計画期間とした中期経営計画（サクサは変わる。）を公表し、3つの戦略「事業を変える。」「財務を変える。」「ガバナンスを変える。」を掲げ、始動しました。

また、当企業グループは、コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示内容に沿ったガバナンス体制を構築しておりますが、企業価値最大化に向け、継続してコーポレートガバナンスの強化に取り組んでまいります。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2019年6月27日開催の第16回定時株主総会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本ルール」といいます。）を株主の皆様のご承認をもって導入（更新）いたしました。

本ルールは、当社株式の大量取得行為が行われる際に、当社が本ルールに定める対応を行うことにより、濫用的な買付行為を抑止し、当企業グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、または向上させることを目的としています。

本ルールは、次の①または②に該当する買付けまたはその申し入れ（以下あわせて「買付け等」といいます。）がなされる場合に、買付け等を行う買付け者および買付提案者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付け等に関する情報の提供を求め、当該買付け等について情報収集、検討等を行うために合理的に必要な期間を確保したうえで、株主の皆様当社経営陣の意見表明や代替案を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続きを定めています。

① 当社が発行者である株券等について保有者の株券等の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け

② 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

本ルールの詳細は、当社のインターネットウェブサイト

(<https://www.saxa.co.jp/ir/management/governance.html>) をご参照ください。

3. 具体的な取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、基本方針の実現に資する具体的な取組みは、以下の事項を考慮し織り込むことにより、基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、役員の方々の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(1) あらかじめ買収防衛策を導入することにより、濫用的な買付行為を抑止すること

(2) 株主の皆様のご意思を法的に明確な形で反映させるため、買収防衛策の導入の決定を株主総会の決議事項とし、株主総会の決議を経て買収防衛策を導入すること

(3) 防衛策発動に関して基本方針に沿った合理的、客観的要件が設定されていること

(4) 独立性の高い独立委員会の設置および防衛策発動の際には必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること

(5) 本ルールの有効期限を2022年3月期に関する定時株主総会終結の時までとし、株主総会または取締役会によりいつでも廃止できること

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 6社

サクサ株式会社、株式会社システム・ケイ、サクサテクノ株式会社、サクサビジネスシステム株式会社、サクサシステムエンジニアリング株式会社、サクサプロアシスト株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数 3社

株式会社ネクストジェン、E Security Services Co.,Ltd.、株式会社ネットリソースマネジメント

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と同一であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

連結決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

a 商品及び製品

移動平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

b 仕掛品

個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

c 原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法

② 無形固定資産（リース資産を除く）

a 機器組込みソフトウェア

販売可能な見込有効期間に基づく償却方法

b 自社利用ソフトウェア

自社における利用可能期間（5年）に基づく定額法

c 上記以外の無形固定資産

定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

④ 長期前払費用

定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 製品保証引当金

出荷済製品のアフターサービス費用等の発生に備え、売上高に製品保守費の実績割合を乗じた相当額に将来の保証見込みを加味した額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 役員賞与引当金

役員の賞与支払に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

⑤ 受注損失引当金

連結会計年度末の受注残高のうち損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

⑥ 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

サクサ株式会社（連結子会社）は、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の処理方法

サクサ株式会社（連結子会社）は、数理計算上の差異については、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による按分額を翌連結会計年度から費用処理することとしております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

当社と一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当企業グループは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日改正。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日改正）を適用しており、顧客との契約から生じる収益について、下記の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

- ・ステップ1：顧客との契約を識別する
- ・ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ・ステップ3：取引価格を算定する
- ・ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
- ・ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

① 製品の販売

製品販売については、顧客との契約に基づき製品を顧客に引き渡すことを履行義務としております。製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。

② 保守サービス

保守サービスは、主として一定期間の製品等のメンテナンスを実施するサービスの提供となります。これらの保守サービスに対する支配は一定の期間にわたり移転するため、一定期間にわたり履行義務を充足し収益を認識しております。

③ 受託開発

受託開発による取引については、開発期間にわたり充足される履行義務は、システム開発の進捗によって履行義務が充足されていくものと判断しており、履行義務の完全な充足に向けた進捗度を合理的に測定できる場合は進捗度の測定に基づいて収益を認識しております。開発完了時に一時点で充足される履行義務は、作業の完了、検収の受領等、契約上の受渡し条件を充足することで、受託開発に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されるものと判断しており、当該時点で顧客との契約において約束された金額で収益を認識しております。

④ 複数要素取引

契約において、製品の販売や保守等のサービスの提供の複数の履行義務が含まれる場合、対価を独立販売価格の比率で各履行義務に配分したうえで、製品の販売とサービス提供それぞれの履行義務の充足時点で収益を認識しております。なお、独立販売価格は、類似取引の価格も含めた合理的に入手可能な情報に基づき算出しております。

⑤ 代理人取引

当企業グループが製品またはサービスの仕入および販売に関して、それらを顧客に移転する前に支配していない場合、すなわち、顧客に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、手数料に見合う収益を売上収益として認識しております。

⑥ 有償受給取引

当企業グループの有償受給取引について、支給された資材に対する支配が当企業グループに移転していないと判断される場合には、加工代相当額のみを純額で収益として認識しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジを採用しております。

なお、為替予約取引については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

外貨建債務の為替レート変動をヘッジするため為替予約取引を利用してお

ります。

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程および取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場取引変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引の振当処理の要件を満たすものについては振当処理を行っているため有効性評価の判定を省略しております。

⑤ その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの

デリバティブ取引の実行および管理は社内権限規程に基づき行っております。

(7) のれんの償却方法および償却期間

10年間で均等償却しております。

II. 会計方針の変更に関する注記

1. 「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」等の適用

(1) 会計方針の変更の内容及び理由

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日）及び「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日）を当連結会計年度から適用し、時価の算定にあたり観察可能なインプットを最大限利用しております。

(2) 遡及適用をしなかった理由等

当該会計基準の適用については、当該会計基準第19項に定める経過的な取扱いに従って、当該会計基準が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

(3) 連結計算書類の主な項目に対する影響額

連結計算書類に与える影響はありません。

2. 「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用

当企業グループは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

当収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 製品販売の収益認識時点

従来出荷時に収益を認識しておりました顧客への製品販売について、原則として製品の引き渡し時に収益を認識することといたしました。

(2) 本人代理人

顧客への製品販売における当企業グループの役割が代理人に該当する取引について、従来顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識することといたしました。

(3) 有償受給取引

有償受給取引については、従来有償支給元への売り戻し時に売上高と売上原価を計上しておりましたが、加工代相当額のみを純額で収益として認識することといたしました。

(4) 履行義務への配分

契約において、製品の販売やサービスの提供等の複数の履行義務が含まれる場合、対価を独立販売価格の比率で各履行義務に配分したうえで、製品の販売とサービス提供それぞれの履行義務の充足時点で収益を認識しております。なお、独立販売価格は、類似取引の価格も含めた合理的に入手可能な情報に基づき算出しております。

(5) 変動対価

当企業グループが製品およびサービスと交換に受け取る対価は固定金額または変動金額の場合があり、変動対価は重要な戻入れが生じない可能性が非常に高い場合のみ認識しております。

また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、当連結会計年度の売上高は2,416百万円減少し、売上原価は1,870百万円減少し、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ179百万円減少しておりますが、利益剰余金の当期首残高に影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することとしました。

Ⅲ. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において「流動負債」の「その他」に含めておりました「前受金」(前連結会計年度240百万円)は金額的重要性が増したため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

また、前連結会計年度において「固定負債」の「その他」に含めておりました「預り保証金」(前連結会計年度483百万円)は金額的重要性が増したため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取手数料」(前連結会計年度2百万円)は金額的重要性が増したため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

また、前連結会計年度において「営業外費用」の「その他」に含めておりました「支払手数料」(前連結会計年度31百万円)は金額的重要性が増したため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

Ⅳ. 重要な会計上の見積りに関する注記

機器組込みソフトウェアの評価

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

機器組込みソフトウェアの減価償却費	638百万円
機器組込みソフトウェア	848百万円

2. 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

(1) 算出方法

機器組込みソフトウェアは定額法により減価償却費を計上しており、販売可能な見込有効期間に基づく償却額を計上しております。

また各年度の未償却残高が、翌連結会計年度以降の見込販売収益の金額を超過している場合には、当該超過額について、一時の費用または損失として処理しております。

(2) 主要な仮定

見込販売収益の算出に用いた主要な仮定は、見込販売数量であります。見込販売数量は過去の販売実績および新型コロナウイルス感染症等の経営環境の変化等を考慮して、算定しております。

(3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

情報通信ネットワーク関連市場は技術革新のスピードが早く、急速な技術革新の進展や激しい競争にさらされており、それに伴う顧客ニーズの変化、関連製品やサービスの投入が相次いでおり、陳腐化のリスクがあります。

上記の通り、主要な仮定である見込販売数量は市場環境の変化に影響を受

けるため、見積りの不確実性が高く、情報通信ネットワーク製品の陳腐化に伴い、見込販売収益が大幅に減少した場合には、当連結会計年度の連結計算書類に計上されている機器組込みソフトウェア848百万円の範囲内で、一時に費用または損失が発生する可能性があります。

V. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 15,606百万円
なお、減価償却累計額には減損損失累計額を含んでおります。
2. 受取手形裏書譲渡高 0百万円

VI. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	6,244,962	—	—	6,244,962

2. 自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	404,626	506	—	405,132

(注) 自己株式数の増加は、単元未満株式の買取請求506株による増加であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2021年6月29日開催の第18回定時株主総会決議による配当に関する事項

普通株式の配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 175百万円
- ・ 1株当たり配当額 30.00円
- ・ 基準日 2021年3月31日
- ・ 効力発生日 2021年6月30日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2022年6月28日開催予定の第19回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当の原資	繰越利益剰余金
・配当金の総額	175百万円
・1株当たり配当額	30.00円
・基準日	2022年3月31日
・効力発生日	2022年6月29日

Ⅶ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当企業グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、調達は銀行等金融機関からの借入などによります。

受取手形及び売掛金に係る信用リスクは、回収管理によって低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は、運転資金および設備投資資金であり、償還日は、決算日後最長5年です。一部の借入金については、金利の変動リスクにさらされております。

なお、デリバティブ取引は実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券			
其他有価証券	3,031	3,031	—
関係会社株式	416	374	△42
資 産 計	3,447	3,405	△42
(2) 長期借入金	1,934	1,933	△0
負 債 計	1,934	1,933	△0

(注) 1. 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」及び「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいものであることから、注記を省略しております。

2. 「預り保証金」については営業取引に係るものであり、これらは予め返済期日が定められたものではなく、取引先との取引終了や返済要請に応じて随時返済するものであるため、短期間で返済する場合と同様に時価は帳簿価格にほぼ等しいものであることから、注記を省略しております。
3. 市場価格のない株式及び投資事業組合への出資金等の連結貸借対照表価額は次のとおりであります。

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
市場価格のない株式等(*1)	
その他有価証券(非上場)	401
関係会社株式 (非上場)	98
投資事業組合等への出資金(*2)	86
合 計	586

(*1) 市場価格のない株式等は、非上場株式等が含まれており、「(1)投資有価証券」には含めておりません。

(*2) 投資事業有限責任組合への出資は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日) 第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：レベル 1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品

	時 価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式(上場)	3,031	—	—	3,031
資産計	3,031	—	—	3,031

(2)時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時 価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
関係会社株式(上場)	374	—	—	374
資産計	374	—	—	374
長期借入金	—	1,933	—	1,933
負債計	—	1,933	—	1,933

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(1)投資有価証券

上場株式の時価は相場価格を用いて評価しております。上場会社は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(2)長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は借入の実行後と大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定期間ごとに区分した 当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

なお、本事項において、連結貸借対照表で「短期借入金」に含まれる、1年内返済予定の長期借入金を当該「長期借入金」に含めて記載しております。

Ⅶ. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当企業グループの売上収益は、「ネットワークソリューション分野」、「セキュリティソリューション分野」の2つの種類に分解し認識しております。

(単位：百万円)

		一時点で移転 される財	一定の期間に 渡り移転される サービス	合計
	キーテレホンシステム	10,362	11	10,373
	ネットワーク機器他	10,934	578	11,512
ネットワークソリューション分野		21,296	589	21,886
	セキュリティシステム	5,449	72	5,522
	部品加工他	3,384	—	3,384
セキュリティソリューション分野		8,834	72	8,907
合計		30,131	662	30,793

2. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当企業グループは、ネットワークソリューション分野およびセキュリティソリューション分野において、それぞれ製品の販売、保守等のサービス提供、システムの受託開発等を行っております。

(1) 製品販売

当企業グループは、キーテレホンシステムやネットワーク機器他の製品販売を行っており、製品販売において顧客との契約に基づき製品を顧客に引き渡すことを履行義務としております。製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。

また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベートおよび返品などを控除した金額で測定しております。なお、顧客との契約における対価に変動対価が含まれている場合には、変動対価に関する不確実性がその後解消される際に、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ、取引価格に含めております。当企業グループの製品の販売契約における対価は、顧客との契約に基づき、顧客へ製品を引き渡した時点から6ヶ月以内に顧客から支払を受けており、1年以内に代金を回収していることから、重大な金融要素は含んでおりません。

(2)保守サービス

保守サービスは、主として一定期間の製品等のメンテナンスを実施するサービスの提供となります。これらの保守サービスについては、当企業グループは、これらの機器を常時利用可能な状態にすることが顧客との契約に基づいた履行義務であると判断しており、従って、これらの収益は、関連する履行義務を充足するにつれて一定期間にわたり均等に収益を認識しております。

これらのサービスの提供に係る対価は、収益を認識した時点から主として6ヶ月以内に顧客から支払を受けており、1年以内に代金を回収していることから、重大な金融要素は含んでおりません。

(3)受託開発

当企業グループでは、システム等の受託開発を行っております。

受託開発による取引については、(a)当企業グループの履行によって提供される便益をその履行につれて顧客が同時に受け取って消費する、(b)当企業グループの履行が資産を創出するかまたは増価させその創出または増価につれて顧客が当該資産を支配する、または、(c)当企業グループの履行が他に転用できる資産を創出せず、当企業グループが現在までに完了した履行に対する支払を受ける強制可能な権利を有している場合のいずれかに該当する場合、一定の期間にわたり充足される履行義務とみなし、いずれにも該当しない場合、一時点で充足される履行義務とみなしております。

一定の期間にわたり充足される履行義務は、システム開発の進捗によって履行義務が充足されていくものと判断しており、履行義務の完全な充足に向けた進捗度を合理的に測定できる場合は進捗度の測定に基づいて、進捗度を合理的に測定できない場合は履行義務の結果を合理的に測定できるようになるまで発生したコストの範囲で、収益を認識しております。

一時点で充足される履行義務は、作業の完了、検収の受領等、契約上の受渡し条件を充足することで、受託開発に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されるものと判断しており、当該時点で顧客との契約において約束された金額で収益を認識しております。

これらの受託開発に係る対価は、収益を認識した時点から主として6ヶ月以内に顧客から支払を受けており、1年以内に代金を回収していることから、重大な金融要素は含んでおりません。

(4)複数量取引

当企業グループにおいて、契約の中に機器の販売に際し、顧客に対して機器の販売とその後の保守等のサービスの提供が一つの契約に含まれる複合取引を行っております。

当該複合取引について、当企業グループは、顧客がその機器または保守等

のサービスからの便益をそれ単独でまたは顧客にとって容易に利用可能な他の資源と組み合わせて得ることができ(すなわち、当製品または保守等のサービスが別個のものとなり得る)、かつ、機器またはサービスを顧客に移転するという企業の約束が契約の中の他の約束と区分して識別可能である(すなわち、当該製品またはサービスが契約の観点において別個のものである)と判断しているため、機器の販売と保守等のサービスの提供は、別個の履行義務として識別しております。

その提供の複数の履行義務が含まれる場合、対価を独立販売価格の比率で各履行義務に配分したうえで、製品の販売とサービス提供それぞれの履行義務の充足時点で収益を認識しております。なお、独立販売価格は、類似取引の価格も含めた合理的に入手可能な情報に基づき算出しております。

(5) 代理人取引

当企業グループが製品またはサービスの仕入および販売に関して、それらを顧客に移転する前に支配していない場合、すなわち、顧客に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、手数料を売上収益として認識しております。当企業グループが当該製品またはサービスを顧客に提供する前に支配しているか否かの判断にあたっては、(a)当該財またはサービスを提供するという約束の履行に対する主たる責任を有している、(b)当該財またはサービスが顧客に移転される前、または支配が顧客へ移転した後、在庫リスクを有している、(c)当該財またはサービスの価格の設定において裁量権があるか否かを考慮しております。

(6) 有償受給取引

有償受給取引については、当企業グループとしては支給材に対して支配を有しておらず、支給した資材の余材は、支給元が買い戻すこと、もしくは処分に伴う損失の支給元負担について契約上で保証していると判断できるため、加工代相当額のみを純額で収益として認識することとしております。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約により生じた債権、契約資産及び契約負債

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は以下のとおりです。

(単位：百万円)

顧客との契約により生じた債権	9,254
契約負債	436

- (注) 1.契約負債は、顧客からの前受金および上記の製品と保守等のサービスをまとめて提供している複合取引において、未だ顧客に提供していないサービスに対して支払を受けた対価であります。契約負債は連結貸借対照表における流動負債の「前受金」に含まれております。
- 2.当連結会計年度における契約負債の期首残高のうち、報告期間中に認識した売上収益の金額は75百万円です。
- 3.当連結会計年度において、過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から認識した売上収益の額はありません。

(2)残存履行義務に配分した取引価格

顧客との契約における残存履行義務に配分した取引価格の総額および収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

1年以内	281
1年超	269
合計	551

当企業グループにおいては、上記を除いて個別の契約期間が1年を超える取引がないため、実務上の便法を使用し、当初の予想残存期間が1年以内の残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

IX. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 4,036円46銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 206円95銭 |

X. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) この連結計算書類中の記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法
 - 有価証券
 - 関係会社株式
 - 移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法
 - 無形固定資産
 - 自社利用ソフトウェア
 - 自社における利用可能期間（5年）に基づく定額法
3. 引当金の計上基準
 - (1)賞与引当金
従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
 - (2)役員賞与引当金
役員の賞与支払に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

II. 会計方針の変更に関する注記

1. 「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」等の適用
 - (1) 会計方針の変更の内容及び理由
「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日）、
「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号
2019年7月4日）、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号
2019年7月4日）、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計
基準適用指針第19号2019年7月4日）及び「棚卸資産の評価に関する会計
基準」（企業会計基準第9号2019年7月4日）を当事業年度から適用し、時
価の算定にあたり観察可能なインプットを最大限利用しております。
 - (2) 遡及適用をしなかった理由等
当該会計基準の適用については、当該会計基準第19項に定める経過的な取
扱いに従って、当該会計基準が定める新たな会計方針を将来にわたって適用
しております。
 - (3) 計算書類の主な項目に対する影響額
計算書類に与える影響はありません。

2. 「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

なお、収益認識会計基準の適用に伴う当事業年度の計算書類への影響はございません。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権および金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	102百万円
短期金銭債務	7百万円

Ⅳ. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益	1,279百万円
営業費用	191百万円
営業取引以外の取引高（収入分）	12百万円
営業取引以外の取引高（支出分）	8百万円

V. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	404,626	506	-	405,132

(注) 自己株式数の増加は、単元未満株式の買取請求506株による増加であります。

VI. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

関係会社株式評価損	618百万円
賞与引当金	9百万円
繰越欠損金	675百万円
その他	2百万円

繰延税金資産小計 1,305百万円

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 △671百万円

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 △618百万円

評価性引当額小計 △1,289百万円

繰延税金資産合計 16 百万円

(繰延税金負債)

— — 百万円

繰延税金負債合計 — 百万円

繰延税金資産の純額 16 百万円

VII. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	サクサ株式会社	所有 直接 100%	経営の指導、管理および役員の兼任	経営管理料の受取(注1)	639	未収入金	59
				商標使用許諾料の受取(注2)	117	未収入金	18
				債務被保証(注4)	2,658	—	—
子会社	サクサビジネスシステム株式会社	所有 間接 100%	経営の指導、管理および役員の派遣	資金の預り(注3)	820	関係会社預り金	820
				利息の支払(注3)	8	—	—
子会社	サクサテクノ株式会社	所有 間接 100%	経営の指導および管理	資金の貸付(注3)	662	関係会社短期貸付金	485
						関係会社長期貸付金	101
				手形の買取	593	受取手形	531
				利息の受取(注3)	3	—	—

- (注) 1. 経営管理料については、経営指導契約に基づき決定しております。
 2. 商標使用許諾料については、商標使用料に関する契約に基づき決定しております。
 3. 金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しています。
 4. 当社の銀行借入について債務保証を受けております。保証料は支払っておりません。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,305円09銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 49円75銭 |

Ⅸ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

X. その他の注記

追加情報

当社は、重要な会計上の見積りおよび見積りを伴う判断については、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して行っております。各国が感染症対策と経済の両立を目指す中、感染症の拡大は経営環境に依然大きな影響を及ぼすと考えており、その影響については当事業年度以後においても一定期間続く可能性があります。なお、新型コロナウイルス感染症の広がりや収束時期等の見積りには不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの仮定と異なる場合があります。

(注) この計算書類中の記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。